大阪市告示第1301号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき大規模 小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項 の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月25日

大阪市長 横 山 英 幸

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームセンターコーナン東三国店 大阪市淀川区東三国三丁目 9 番地 6 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

JR西日本不動産開発株式会社 代表取締役社長 藤原 嘉人 大阪市北区中之島二丁目2番7号

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前9時00分	午後 9 時 00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
コーナン商事株式会社	午前 6 時15分	午後 9 時00分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
建物屋上	午前8時30分から午後9時00分

(変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
建物屋上	午前6時00分から午後9時00分

③駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数及び位置	
建物屋上	出入口1箇所(敷地北側)	
	出入口1箇所(敷地西側)	
合計	2 箇所	

(変更後)

駐車場	出入口の数及び位置
建物屋上	出入口1箇所(敷地北側)

(4) 変更年月日

- ① 令和7年9月30日
- ② 令和7年9月30日
- ③ 平成21年7月31日
- 2 届出年月日

令和7年8月29日

- 3 届出書類の縦覧
 - (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

(2) 期間

令和7年9月25日(木)から令和8年1月26日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

令和8年1月26日(月)

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)